

2022 年度
第 3 回理事会
資料-3

講師等に対する謝金支払規程（案）



公益社団法人企業情報化協会

講師等に対する謝金支払規程

(令和5年3月15日制定)

(総則)

第1条 部外講師に対する講師謝金や執筆謝金については、この規程の定めるところにより支払うものとする。

(講師謝金)

第2条 部外講師に対する講師謝金は、当該研究に対する専門的知識の程度に応じ、別表1の区分による時間当たり単価に当該時間数を乗じたものとする。

(執筆謝金)

第3条 部外執筆者に対する執筆謝金は、当該研究に対する専門的知識の程度に応じ、別表1の区分による400字詰原稿用紙1枚当たり単価に当該枚数を乗じたものとする。

(謝金区分)

第4条 前2条に定める別表1の区分の適用については、別表2のとおりとする。

(端数処理)

第5条 各単価に数量を乗じた結果、支払額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(例外規定)

第6条 特別の事情があるときは、別表の各区分の単価を基準として、時間当たり単価、1回当たり単価又は1枚当たり単価を加減することがある。

第7条 この規程は、理事会の決議により変更できる。

別表 1

部外研究者に対する謝金支払に当たっての区分については、下記のとおりとする。

区分	講師謝金 (1回当たり単価)	執筆謝金 (1枚当たり単価)
1	30,000 円	1,500 円
2	同上	同上
3	100,000 円	2,000 円

注 1.上記金額には消費税を含む。

2.一回あたりの出席の時間は概ね3時間、講演の時間は概ね1時間とする。

3.この表に抛り難い特別の事情があるときは、上記金額以上の額とすることができる。

別表 2

区分	事業形態
1	研究会
2	研究会コーディネータ
3	大会基調講演

以 上